

## 鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「重度障がい児者」とは、鳥取県重度障がい児者支援事業実施要綱（平成26年3月27日付第201300204114号鳥取県福祉保健部長通知。）第2条に掲げるものをいう。

### (交付目的)

第3条 本補助金は、重度障がい児者を受入れる社会福祉法人等が行なう施設整備に対して助成を行うことにより、重度障がい児者の受け入れ先の確保及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに重度障がい児者の支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる額から別表の第4欄に掲げる額を減じて算出する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に第6欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行なわなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和35年政令第55号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める財産の処分制限期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 算定基礎額	4 国庫補助基準額	5 補助対象経費	6 補助率
<p>重度障がい 児者利用施設 基盤整備事業</p>	<p>重度障がい児者 の受け入れを前提 として、生活介護、 共同生活援助、放課 後等デイサービス、 短期入所事業所の 施設整備をする社 会福祉法人等</p>	<p>社会福祉施設等施設整備 費国庫補助金交付要綱（平成 17年10月5日厚生労働 省発社援第1005003 号厚生労働事務次官通知） （以下、「国庫補助金交付要 綱」という。）の別表におけ る対象経費。  対象経費における工事費 及び工事事務費は、国庫補助 に係る協議における対象経 費の実支出予定額を限度と する。</p>	<p>国庫補助金交付要綱の 別表における補助基準額 に4/3を乗じた額</p>	<p>算定基礎額から国庫 補助基準額を減じた額</p>	<p>1/2  （但し、4国庫補 助基準額のうち県 が負担すべき額（ 国庫補助金交付要 綱の別表における 補助基準額に1/ 3を乗じた額）を 上限とする）</p>

※ 交付決定された年度の翌年度末までに、正当な理由なく重度障がい児者の受け入れがなかった場合は、本事業に係る補助金を返還させることがある。

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金事業計画（報告）書

1 施設の概要

(1) 法人名及び事業所名

- ・法人名 \_\_\_\_\_
- ・事業所（共同生活住居）名 \_\_\_\_\_

(2) 施設の定員及び実利用者数

- ・サービス名 \_\_\_\_\_

区分	整備前	整備後	増員数
定員			
実利用者数			
実利用者のうちの 重度障がい児者数			

※創設の場合については、実利用者数は整備後の予定数を記載すること。

※複数のサービスを行なう場合は、表を追加し、各サービスについて記載すること。

2 整備内容

(1) 施設の規模等

- ① 建物の所有関係（賃貸借 ・ 自己所有）
- ② 建物の所在地  
所在地： \_\_\_\_\_
- ③ 建物の面積 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>（うち事業利用面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>）

(2) 施設整備全体の必要性及び事業効果

( )

(3) 重度障がい児者の利用のための工事内容

( )

※実績報告時には、本事業の工事内容がわかる内訳書及び整備前・整備後の写真等を添付すること。

### 3 補助所要額等

① 算定基礎額	_____	円
② 国庫補助基準額	_____	円
③ 補助対象経費 (①-②) の額	_____	円
④ 補助金所要額 (③×1/2)	_____	円 (千円未満切捨て)

### 4 財源内訳

ア 県補助金 (今回申請分)	_____	円
イ 社会福祉施設等施設整備事業補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 自己資金	_____	円
寄附金	_____	円
その他 ( )	_____	円
エ 合計	_____	円

### 5 施工期間等 (予定)

ア 直営・請負の別	_____	直営	・	請負
イ 契約年月日	_____	年	月	日
ウ 着工年月日	_____	年	月	日
エ 完成予定年月日	_____	年	月	日

### 6 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金 (社会福祉施設等施設整備事業を除く) の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) を記載してください。

### 7 対象経費のうち、工事請負費及び委託費について、県内事業者への発注が困難な理由等 (該当がある場合のみ記載)

### 8 その他参考事項

( )

※ 必要に応じて、行数等は増やしてください。

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増 減	摘 要
県補助金				
計				

支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増 減	摘 要
計				

※必要に応じて区分内容等は修正してください。

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった年度鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金交付要綱（平成26年8月5日付第201400073745号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。